

現行 (前略)	改正 (前略)
<p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第14条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類（当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。）を発売することがある。</p> <p>(1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合</p> <p>(2) 指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合</p> <p>(3) 旅客規則第3条第9号に規定する指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合</p> <p>(4) 旅客会社線の駅で次の連絡会社線の駅発となる第2号及び第3号に規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合 道南いさりび鉄道株式会社線 I GRいわて銀河鉄道株式会社線（盛岡を発駅とし、青い森鉄道株式会社線を經由して青森以遠（油川方面）まで乗車する場合に限る。） えちごトキめき鉄道株式会社線 伊豆急行株式会社線 <u>富士急行株式会社線</u> 伊豆箱根鉄道株式会社線 伊勢鉄道株式会社線 I Rいしかわ鉄道株式会社線 WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線 土佐くろしお鉄道株式会社線</p> <p>(5) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる団体乗車券を発売する場合</p> <p>(6) 別に定める列車を利用する旅客に対する団体乗車券を発売する場合</p> <p>(7) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる定期乗車券を発売する場合</p>	<p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第14条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類（当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。）を発売することがある。</p> <p>(1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合</p> <p>(2) 指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合</p> <p>(3) 旅客規則第3条第9号に規定する指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合</p> <p>(4) 旅客会社線の駅で次の連絡会社線の駅発となる第2号及び第3号に規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合 道南いさりび鉄道株式会社線 I GRいわて銀河鉄道株式会社線（盛岡を発駅とし、青い森鉄道株式会社線を經由して青森以遠（油川方面）まで乗車する場合に限る。） えちごトキめき鉄道株式会社線 伊豆急行株式会社線 <u>富士山麓電気鉄道株式会社線</u> 伊豆箱根鉄道株式会社線 伊勢鉄道株式会社線 I Rいしかわ鉄道株式会社線 WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線 土佐くろしお鉄道株式会社線</p> <p>(5) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる団体乗車券を発売する場合</p> <p>(6) 別に定める列車を利用する旅客に対する団体乗車券を発売する場合</p> <p>(7) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる定期乗車券を発売する場合</p>

現行	改正
<p>合 (中略)</p> <p>(座席指定券の発売)</p> <p>第 37 条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する列車に乗車し、指定席を使用する場合は、乗車する日、駅、列車、旅客車、座席及び下車駅を指定して座席指定券を発売する。ただし、運輸上の都合によつて、旅客車又は座席の指定は、省略することがある。</p> <p>2 団体旅客に対する座席指定券は、団体乗車券によつて発売する。この場合、第 15 条に規定する団体乗車券の購入期限までに、これを購入しなければならない。</p> <p>(座席指定券を発売する列車及び運転区間)</p> <p>第 38 条 座席指定券を発売する列車及びその運転区間その他は、別に定める。 (注) 「別に定める」とは、そのつど定める季節列車等である。</p> <p>(特定の座席指定券の発売)</p> <p>第 39 条 <u>第 37 条の規定により座席指定券を発売する場合は、別に定めるところにより、期間を定めて、特定の座席指定料金によつて座席指定券を発売することがある。</u></p> <p>(指定券の関連発売)</p> <p>第 40 条 指定券の関連発売については、旅客規則第 63 条及び第 64 条の規定を準用する。 (注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。 第 63 条 指定券の関連発売等 第 64 条 指定券と他の乗車券類との関連発売 (中略)</p> <p>(座席指定料金)</p> <p>第 71 条 大人座席指定料金は、旅客会社線区間及び連絡会社線区間を通じて <u>530</u></p>	<p>合 (中略)</p> <p>(座席指定券の発売)</p> <p>第 37 条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する列車に乗車し、指定席を使用する場合は、乗車する日、駅、列車、旅客車、座席及び下車駅を指定して座席指定券を発売する。ただし、運輸上の都合によつて、旅客車又は座席の指定は、省略することがある。</p> <p>2 団体旅客に対する座席指定券は、団体乗車券によつて発売する。この場合、第 15 条に規定する団体乗車券の購入期限までに、これを購入しなければならない。</p> <p>(座席指定券を発売する列車及び運転区間)</p> <p>第 38 条 座席指定券を発売する列車及びその運転区間その他は、別に定める。 (注) 「別に定める」とは、そのつど定める季節列車等である。</p> <p>第 39 条 <u>削除</u></p> <p>(指定券の関連発売)</p> <p>第 40 条 指定券の関連発売については、旅客規則第 63 条及び第 64 条の規定を準用する。 (注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。 第 63 条 指定券の関連発売等 第 64 条 指定券と他の乗車券類との関連発売 (中略)</p> <p>(座席指定料金)</p> <p>第 71 条 大人座席指定料金は、旅客会社線区間及び連絡会社線区間を通じて <u>旅</u></p>

現行	改正
<p><u>円</u>とする。</p> <p>2 小児座席指定料金は、大人座席指定料金を折半し、端数整理した額とする。</p> <p>(座席指定料金の特定)</p> <p><u>第 72 条 第 39 条の規定により発売する座席指定券の大人座席指定料金は、330 円とする。</u></p> <p><u>2 小児座席指定料金は、大人座席指定料金を折半し、端数整理した額とする。</u></p> <p>(旅客会社線と伊豆急行株式会社線、<u>富士急行株式会社線</u>、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金)</p> <p>第 72 条の 2 <u>第 37 条から第 39 条までの規定により座席指定券を発売する場合</u>で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、<u>富士急行株式会社線</u>各駅、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるときの座席指定料金は、<u>前 2 条</u>の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 大人座席指定料金</p> <p>旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円 (伊豆急行株式会社線区間にあつては座席指定料金 110 円、<u>富士急行株式会社線</u>区間にあつては座席指定料金 200 円、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線区間にあつては座席指定料金 250 円) を併算した額</p> <p>(2) 小児座席指定料金</p> <p>旅客会社線区間の大人座席指定料金を折半し、端数整理した額と伊豆急行株式会社線区間、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線区間又は北越急行株式会社線区間の大人座席指定料金を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額 (<u>富士急行株式会社線</u>区間及び井原鉄道株式会社線区間にあつては、大人座席指定料金と同額) とを併算した額</p> <p>(中略)</p>	<p><u>客規則に定める旅客会社線区間の額</u>とする。</p> <p>2 小児座席指定料金は、大人座席指定料金を折半し、端数整理した額とする。</p> <p>第 72 条 削除</p> <p>(旅客会社線と伊豆急行株式会社線、<u>富士山麓電気鉄道株式会社線</u>、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金)</p> <p>第 72 条の 2 <u>第 37 条及び第 38 条の規定により座席指定券を発売する場合</u>で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、<u>富士山麓電気鉄道株式会社線</u>各駅、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるときの座席指定料金は、<u>第 71 条</u>の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 大人座席指定料金</p> <p>旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円 (伊豆急行株式会社線区間にあつては座席指定料金 110 円、<u>富士山麓電気鉄道株式会社線</u>区間にあつては座席指定料金 200 円、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線区間にあつては座席指定料金 250 円) を併算した額</p> <p>(2) 小児座席指定料金</p> <p>旅客会社線区間の大人座席指定料金を折半し、端数整理した額と伊豆急行株式会社線区間、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線区間又は北越急行株式会社線区間の大人座席指定料金を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額 (<u>富士山麓電気鉄道株式会社線</u>区間及び井原鉄道株式会社線区間にあつては、大人座席指定料金と同額) とを併算した額</p> <p>(中略)</p>

現行	改正
<p>(乗車券の有効期間)</p> <p>第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 片道乗車券</p> <p>(イ) 一般の場合</p> <p>a JR自動車線にまたがるものを除き、旅客会社の営業キロと連絡会社の営業キロ程（旅客運賃計算キロ程の定めのあるときはそのキロ程、旅客規則第14条、第69条から第71条まで、第86条及び第87条の規定により旅客会社線の旅客運賃を計算するときは、同第154条第2項に規定する営業キロ。以下、この章において同じ。）を通算し、旅客規則第154条第1項第1号イ本文の規定によつて算定する。</p> <p>b JR自動車線にまたがる場合の有効期間は、次の各号の期間を合算したものとする。ただし、全区間のキロ程が100キロメートルまでのときは、1日とする。</p> <p>(一) JR自動車線以外の区間 aの規定により算定した期間</p> <p>(二) JR自動車線区間 1日</p> <p>(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p> <p>東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p>秩父鉄道株式会社線</p> <p>わたらせ渓谷鐵道株式会社線</p> <p>ひたちなか海浜鐵道株式会社線</p> <p>関東鐵道株式会社線</p> <p>真岡鐵道株式会社線</p> <p>銚子電氣鐵道株式会社線</p>	<p>(乗車券の有効期間)</p> <p>第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 片道乗車券</p> <p>(イ) 一般の場合</p> <p>a JR自動車線にまたがるものを除き、旅客会社の営業キロと連絡会社の営業キロ程（旅客運賃計算キロ程の定めのあるときはそのキロ程、旅客規則第14条、第69条から第71条まで、第86条及び第87条の規定により旅客会社線の旅客運賃を計算するときは、同第154条第2項に規定する営業キロ。以下、この章において同じ。）を通算し、旅客規則第154条第1項第1号イ本文の規定によつて算定する。</p> <p>b JR自動車線にまたがる場合の有効期間は、次の各号の期間を合算したものとする。ただし、全区間のキロ程が100キロメートルまでのときは、1日とする。</p> <p>(一) JR自動車線以外の区間 aの規定により算定した期間</p> <p>(二) JR自動車線区間 1日</p> <p>(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p> <p>東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p>秩父鐵道株式会社線</p> <p>わたらせ溪谷鐵道株式会社線</p> <p>ひたちなか海浜鐵道株式会社線</p> <p>関東鐵道株式会社線</p> <p>真岡鐵道株式会社線</p> <p>銚子電氣鐵道株式会社線</p>

現行	改正
鹿島臨海鉄道株式会社線 小湊鉄道株式会社線 東葉高速鉄道株式会社線 新京成電鉄株式会社線 東武鉄道株式会社線 京成電鉄株式会社線 西武鉄道株式会社線 東京地下鉄株式会社線 東京臨海高速鉄道株式会社線 東京モノレール株式会社線 小田急電鉄株式会社線 京王電鉄株式会社線 東急電鉄株式会社線 京浜急行電鉄株式会社線 相模鉄道株式会社線 箱根登山鉄道株式会社線 伊豆急行株式会社線 <u>富士急行株式会社線</u> アルピコ交通株式会社線 伊豆箱根鉄道株式会社線 (以下略)	鹿島臨海鉄道株式会社線 小湊鉄道株式会社線 東葉高速鉄道株式会社線 新京成電鉄株式会社線 東武鉄道株式会社線 京成電鉄株式会社線 西武鉄道株式会社線 東京地下鉄株式会社線 東京臨海高速鉄道株式会社線 東京モノレール株式会社線 小田急電鉄株式会社線 京王電鉄株式会社線 東急電鉄株式会社線 京浜急行電鉄株式会社線 相模鉄道株式会社線 箱根登山鉄道株式会社線 伊豆急行株式会社線 <u>富士山麓電気鉄道株式会社線</u> アルピコ交通株式会社線 伊豆箱根鉄道株式会社線 (以下略)

附則

九州旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（1987年4月1日九州旅客鉄道株式会社公告第15号）の一部を次のように改正し、2022年4月1日乗車となるものから施行します。ただし、富士山麓電気鉄道株式会社線に係る改正規定については、2022年4月1日から施行します。